



市 章

# 大津市公報

平 成 25 年 10 月 1 日  
第 2 1 3 9 号

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>告 示</b>	
215	道路の区域の変更について..... 1
216	道路の供用の開始について..... 1
228	平成24年度の大津市の一般会計及び特別会計の決算に基づく健全化判断比率並びに公営企業の 決算に基づく資金不足比率の公表について..... 2
229	地縁による団体の認可について..... 2
230	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービ ス事業者の指定について..... 3
231	生活保護法による指定医療機関の指定等について..... 3
<b>公 告</b>	
	道路位置指定公告..... 3
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 4
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 4
	消防法に基づく命令に関する公告..... 4
	道路位置指定公告..... 5

## 告 示

### 大津市告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成25年9月17日から同月30日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。  
平成25年9月17日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	変 更 の 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
市道幹2005号線	大津市山百合の丘16番1地先から 大津市山百合の丘118番地先まで	変更前	最小 2.4～最大 6.4	108.6
		変更後	最小 3.5～最大 7.5	108.6
市道幹2138号線	大津市大石中七丁目字大谷351番2地先から 大津市大石中七丁目字大谷392番2地先まで	変更前	最小 7.5～最大15.0	136.4
		変更後	最小 8.1～最大16.2	136.4
市道南3258号線	大津市石山寺五丁目字別所359番4地先から 大津市石山寺五丁目字別所359番4地先まで	変更前	最小10.3～最大15.5	15.6
		変更後	最小10.3～最大12.0	15.6

(平成25年9月17日掲示済)

### 大津市告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成25年9月17日から同月30日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。  
平成25年9月17日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道幹2005号線	大津市山百合の丘16番1地先から 大津市山百合の丘118番地先まで	平成25年9月17日

市道幹2138号線	大津市大石中七丁目字大谷351番2地先から 大津市大石中七丁目字大谷392番2地先まで	平成25年9月17日
-----------	--	------------

(平成25年9月17日掲示済)

**大津市告示第228号**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度の大津市の一般会計及び特別会計の決算に基づく健全化判断比率並びに公営企業の決算に基づく資金不足比率を、次のとおり公表する。

平成25年10月1日

大津市長 越 直 美

## 1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
( 11.25 )	( 16.25 )	9.4	42.1
[ 20.00 ]	[ 30.00 ]	( 25.0 )	( 350.0 )
		[ 35.0 ]	

備考 ( )内の数値は早期健全化基準、[ ]内の数値は財政再生基準である。

## 2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業		20.0
介護老人保健施設事業		
水道事業		
ガス事業		
下水道事業		
農業集落排水事業		
卸売市場事業		
堅田駅西口土地区画整理事業		

**大津市告示第229号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年10月1日

大津市長 越 直 美

- 名称 西上之町自治会
- 規約に定める目的 解散した社団法人晴光会の事業を承継し、互助の精神をもって会員相互の親睦と福祉の増進に努め、良好な地域社会の維持、発展を図ることを目的とする。
- 区域 大津市鳥居川町1番から3番まで及び9番並びに光が丘町1番から4番までの区域とする。
- 主たる事務所 大津市鳥居川町9番25号
- 代表者の住所及び氏名 大津市鳥居川町1番1号 木下 捷弘
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 無
- 職務代行者の選任の有無 無
- 代理人の有無 無
- 規約に定められた解散の事由 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 認可年月日 平成25年9月24日

11 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第44条の2第1項に規定する総務大臣が定める基準を満たす事由

規約に定める目的に、解散した社団法人晴光会の事業を承継する旨の定めがあり、また、当該社団法人の事業内容との同一性が認められる。

規約に定める資産に関する事項に、本会が解散した場合にその残余財産が地方公共団体、本会以外の認可地縁団体、公益社団法人又は公益財団法人に帰属する旨の定めがある。

規約に定める資産に関する事項に、剰余金の分配を行わない旨の定めがある。

12 特例民法法人から承継した財産の種類及び数量 無

大津市告示第230号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

平成25年10月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
しえんからさき	大津市見世一丁目711番地の1	一般社団法人滋賀県介護支援協会	大津市見世一丁目711番地の1	就労移行支援・就労継続支援B型	平成25年9月1日	2510101229
ヘルパーステーションみのり	大津市真野大野一丁目18番19号	株式会社ヘルパーステーションみのり	大津市真野大野一丁目18番19号	居宅介護・重度訪問介護	平成25年10月1日	2510101237

大津市告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち指定を辞退したものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月1日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名称	所在地	申請者	指定の種別	指定年月日
湖都クリニック内科循環器内科	大津市皇子が丘二丁目9番13号1階	山元 章示	医科	平成25年1月1日

2 指定を辞退したもの

名称	所在地	開設者	指定の種別	辞退年月日
戸崎歯科医院	大津市和邇春日三丁目857番地16	戸崎 秀樹	歯科	平成25年6月17日

公 告

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成25年9月11日

大津市長 越 直 美

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市坂本二丁目字廊ノ坊 200番2	滋賀県野洲市小篠原2101番地2 風異音素 ビル6階 株式会社ユース 代表取締役 大橋 徳治	32.76	6.00	1

(平成25年9月11日揭示済)

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成25年9月13日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市大江三丁目11番2号 内田 隆雄	開発区域 大津市大江一丁目字江崎1594 番1及び同番8 開発行為に関する工事の区域 大津市大江一丁目字江崎1583 番12の一部	開発区域 2,227.17㎡ 開発行為に関する工事の区域 68.83㎡	平成25年 9月10日	第1134号

(平成25年9月13日揭示済)

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成25年9月18日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市仰木二丁目1番1号 小川 哲郎	大津市仰木四丁目字御所4072番 1	332.85㎡	平成25年 9月12日	第1135号

(平成25年9月18日揭示済)

**消防法に基づく命令に関する公告**

消防法（昭和23年法律第186号）第12条の3第1項の規定により、次のとおり危険物取扱所の使用の制限を命じたので、同条第2項において準用する同法第11条の5第4項の規定により公告する。

平成25年9月19日

大津市長 越 直 美

- 1 取扱所の設置場所 大津市堅田二丁目1番1号
- 2 取扱所の区分 一般取扱所
- 3 使用制限命令期間 危険物が漏洩した熱媒クーラーを改修し、危険物の漏洩が再度発生するおそれなくなったことが確認できるまでの間
- 4 命令の対象者 大津市堅田二丁目1番1号  
東洋紡株式会社総合研究所  
所長 上乃 均
- 5 命令を行った期日 平成25年9月19日

(平成25年9月19日揭示済)

-----  
**道路位置指定公告**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成25年9月20日

大津市長 越 直 美

地 名 ・ 地 番	申請人の住所・氏名	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	本数
大津市玉野浦字玉野浦2392 番178	滋賀県彦根市高宮町2935番地 山甚開発株式会社 代表取締役 山口 甚五郎	53.83	6.00	1

(平成25年9月20日揭示済)